



# 栃木県公報

令和7(2025)年  
7月18日(金)  
第622号

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 595  
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 596

### 公 告

- 公の施設に係る指定管理者の募集..... 596  
選挙管理委員会  
○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 597

## 告 示

### 栃木県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和7(2025)年7月18日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 病院、診療所又は薬局

| 指 定 年 月 日       | 名 称              | 所 在 地           |
|-----------------|------------------|-----------------|
| 令和7(2025)年5月1日  | アイン薬局 大平店        | 栃木市大平町西水代1938-3 |
| 令和7(2025)年5月1日  | けんこう薬局           | 鹿沼市上野町313-3     |
| 令和7(2025)年5月1日  | 医療法人てつか歯科医院      | 小山市大字三拝川岸175-40 |
| 令和7(2025)年5月1日  | 医療法人 高橋内科歯科クリニック | 真岡市西郷170-1      |
| 令和7(2025)年6月1日  | クレア心療内科医院        | 下野市医大前3-2-15    |
| 令和7(2025)年6月19日 | 慶野歯科医院           | 小山市神鳥谷2-34-15   |
| 令和6(2024)年11月1日 | ウエルシア薬局小山西城南店    | 小山市西城南6-11-6    |

#### 2 指定訪問看護事業者等

| 指 定<br>年 月 日                 | 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 |                        | 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 |             |
|------------------------------|---------------------|------------------------|-----------------------|-------------|
|                              | 名 称                 | 主たる事務所の所在地             | 名 称                   | 所 在 地       |
| 令 和 7<br>(2025) 年<br>6 月 1 日 | 株式会社アーバン<br>アーキテック  | 茨城県ひたちなか市勝田<br>中央12-15 | ご長寿くらぶ鹿沼<br>訪問看護事業所   | 鹿沼市茂呂260-13 |

(保健福祉課)

栃木県告示第346号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県烏山土木事務所において縦覧に供する。

令和7（2025）年7月18日

栃木県知事 福田 富一

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 大平 I—B
- 2 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 市町村名 | 大字名 | 字名 | 地番     | 標柱番号   |
|------|-----|----|--------|--------|
| 那珂川町 | 大内  | 左所 | 2555番  | 1号     |
| 同    | 同   | 同  | 2564番  | 2号及び3号 |
| 同    | 同   | 同  | 2566番1 | 4号及び5号 |
| 同    | 同   | 同  | 2565番2 | 6号     |
| 同    | 同   | 同  | 2557番1 | 7号     |

(砂防水資源課)

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和7（2025）年7月18日

栃木県知事 福田 富一

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称及び所在地

| 名 称        | 所 在 地             |
|------------|-------------------|
| 栃木県営木幡北山住宅 | 矢板市木幡2584-2       |
| 栃木県営草川第二住宅 | さくら市草川62-1        |
| 栃木県営草川第三住宅 | さくら市草川70          |
| 栃木県営草川第四住宅 | さくら市草川71          |
| 栃木県営蒲須坂住宅  | さくら市蒲須坂381        |
| 栃木県営仁井田住宅  | 高根沢町文挾124         |
| 栃木県営平田住宅   | 高根沢町平田1930        |
| 栃木県営中田原住宅  | 大田原市中田原2097       |
| 栃木県営黒磯住宅   | 那須塩原市黒磯505        |
| 栃木県営稲村住宅   | 那須塩原市埼玉6-1061     |
| 栃木県営東原住宅   | 那須塩原市東原5-1        |
| 栃木県営三島住宅   | 那須塩原市東三島6-337-150 |

## (2) 設置の目的

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

## (3) 規模等

12団地41棟（管理戸数935戸、管理駐車場台数937台）

## 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

## (1) 管理の基準

関係法令等の遵守その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

## (2) 業務の範囲

- ① 県営住宅及び共同施設等の維持管理に関すること。
- ② 県営住宅及び共同施設等の運営に関すること。
- ③ その他附帯する業務を行うこと。

## 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

## 4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までの5年間とする。(予定)

## 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県県営住宅指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

## 6 指定申請の受付期間等

令和7(2025)年8月18日(月)から同年9月18日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同年9月18日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

## 7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階

栃木県県土整備部住宅課公営住宅担当

電話 028-623-2486 FAX 028-623-2489

E-mail koei-kanri@pref.tochigi.lg.jp

## 8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県のホームページからダウンロードできる。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h11/kenei-shiteikanrir07.html>)

(住宅課)

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和7(2025)年7月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

## 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数

31,963人

2 県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

299,763人

3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

142,577人

4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

|               |         |
|---------------|---------|
| 足利市選挙区        | 39,090人 |
| 栃木市選挙区        | 42,813人 |
| 佐野市選挙区        | 31,678人 |
| 鹿沼市選挙区        | 26,235人 |
| 日光市選挙区        | 21,669人 |
| 小山市・野木町選挙区    | 52,468人 |
| 真岡市選挙区        | 21,059人 |
| 大田原市選挙区       | 19,248人 |
| 矢板市選挙区        | 8,681人  |
| 那須塩原市・那須町選挙区  | 39,286人 |
| さくら市・塩谷郡選挙区   | 23,162人 |
| 那須烏山市・那珂川町選挙区 | 11,054人 |
| 下野市選挙区        | 16,730人 |
| 芳賀郡選挙区        | 16,948人 |
| 壬生町選挙区        | 10,764人 |